

平成 29 年度 第 3 回焼津市自治基本条例推進委員会 会議録

日 時 平成 30 年 2 月 16 日(金) 14:30～16:25

会 場 市役所本館 603 号室

出席者 ・焼津市自治基本条例推進委員会委員 9 人

委員 今井 邦人 (学識経験者)
委員 古川 譲治 (事業者の代表者)
委員 青島 弘 (地縁コミュニティの代表者)
委員 兒玉 叔雄 (公益コミュニティの代表者)
委員 河村 直美 (公益コミュニティの代表者)
委員 岡本 喜美子 (公募により選出された市民)
委員 大石 光宏 (公募により選出された市民)
委員 関 富美子 (市長が特に必要と認める者)
委員 近藤 征夫 (市長が特に必要と認める者)

・(事務局) 堀内 千穂 (市民部市民協働課市民協働・男女共同参画担当主幹)
内田 有紀 (市民部市民協働課市民協働・男女共同参画担当主任主査)
堀内 基 (市民部市民協働課市民協働・男女共同参画担当主査)

欠席者 委員 大石 智之 (事業者の代表者)

次 第 (1) 開 会

(2) 議事

・「焼津市自治基本条例の運用状況の点検

及び見直しの検討に関する報告(案)」について

・普及啓発活動について

(3) その他

議 事

1 「焼津市自治基本条例の運用状況の点検及び見直しの検討に関する報告(案)」
について

・第 2 回推進委員会の意見をまとめた「焼津市自治基本条例の運用状況の点検及び見
直しの検討に関する報告〈骨子〉(案)」について今井委員長より説明
(決定事項)

◆報告書の要点: 条例の改正はやるべきときにやる(今回は改正の必要なし)。条例の
普及・浸透を地に足をつけた形で行っていく。市の取組みについては、事務事業マ

ネジメントシートへの記載を徹底する。まちづくり市民集会については、今まで作り上げてきたやり方を明文化しましょうという趣旨で。市民向け説明書や解説書の記述は削除する。

◆来年度の自治基本条例推進委員会は、条例の推進を主な活動とし、まちづくりキーパーソンとの懇談会などアクティブな推進委員会とする。

<今井委員長>

- ・報告の内容は前回議論したとおり。「Ⅰ. 条例の運用状況の点検について」は、市役所だけでなく我々の取組みも、本来やらなければいけないことができてないからやってください、ということをきちっと伝えていく。「Ⅱ. 条例の見直しに関する検討について」は、自治基本条例に継続的に真剣に考えながら関わってきた立場のなかで出た意見を伝えるが、心に引っかかるものがあればしっかりと考えてもらいたいという柔らかい表現にとどめる。(以下、項目ごと説明)
- ・たたき台として作ったが、委員全員の意見として報告していくという意味で、遠慮なく意見を言っていただきたい。

<近藤委員> 推進委員の役割に条例の改定まで謳っていない。自治基本条例をつくる市民会議から関わっている委員はだいたいわかっているが、2期からの委員も含め全員が、見直しをしてもらいたいという要望をしているのか。改定するのならば、市民と議会と行政が協働で作った条例だから、プロジェクトでやる必要がある。

<今井委員長> これは推進委員会としてこういう意見が出た、ということに今回はとどまる。仮にこの条例の改正に動くとしたら、その際はPI活動なども含むしっかりとした取組が必要だろう。

<近藤委員> まちづくり市民集会をやって、こういうふうにもちづくりをしていこうという発表をしてもらった。参加した人がそれを自分の地域の人に話をすることで、地域自体を掘り起こしてみようかという葉にもなるのではないか。だから、4年で改定と確かに条例には謳ってあるが、今変えるというのではなくて、市民集会を地域の人たちに積み重ねていく。地域の皆さんに協力してもらいながらやっていけば、市民・議会・行政が一体となってやっていくという自治基本条例のいうところになっていくのではないか。次へ次へと進んでいくのは、時期尚早ではないかという感じを受けた。

<岡本委員> 条例の30条に「4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え」とあるから、今この話をしていると思う。推進委員会で条文を検討したという事実があれば、この条項はクリアされるのか。

<今井委員長>最低限の話としては。

<岡本委員>条文を変えるか変えないか、推進委員会としての意見もまだ決まっていない。前回の会議の前のアンケートでは、条文に関し何か意見があれば出してくださいということだったから、もし変えるならこの辺がちょっとという段階だったと思う。

<関副委員長>条文ごとに見て、こうした方がいいという部分があったら出してくださいということだったので意見を出したけれど、条例の改正を望むというところまでは考えていなかったと思う。見直したという報告は必要だと思うが、最初にこの条例の改正ありきというのが出ているような気がする。この委員会は推進委員会だから、条例の定着や推進が先決だと思っている。条例を考える会から関わってきた委員からすると、2年近くかけてみんなで検討して、一つ一つクリアして決めていって、それをまとめたものを市の方でも検討してもらった。そういうことも考えると、施行されてから4年で、あれもこれも足りないから改正をしましょうというのはどうなのか。時代に合っていないもの、今後のことを考えてここはどうしても改定しておかなければというものがあるならば変えなければならないかもしれないが、その必要性を感じていない。足りないところについて作ってくださいということについても、市民集会をやるうえでのルール作りは必要だと思う。それを規則なり要綱なりで作れば良いと思うが、協働のルールについてもないから作りなさいよと出すと、確かにそういう風に謳ってあるからやらなければならないかもしれないが、自治基本条例も半ば協働条例のような感じでもあるからそれでまかなっていると思う。自治基本条例が定着して、推進していきたいという部分は重要であって、今あえて協働のルールを作るより、そんなに先を急がなくても、一歩ずつ一歩ずつ手作りで、みんなで考えて、それでいいと私は思う。私たち自身も力を付けないと、急ぎすぎると失敗があるような、焦ってはいけないと思う。マネジメントシートについては、わかりやすく書いていただくように市民協働課が趣旨徹底するようなものをつくってくだされば。協働のルールや解説書が必要というが、それをみんなでやるとなると、それは前年度から予算要求をして、予算的な裏付けがないと、またプロジェクト作っても、手弁当でみんなががんばることになる。協働してやることはいいが、それがどうしても必要かという、リーフレットに組み立てが書いてあるから、一般市民はこれでわかるのではないか。逐条解説は、専門分野の人は必要だと思うが。リーフレットもボランティアで作り上げた。基本的に分かってもらいたいことはこういうこと。そんなに急いで変えるということをする必要があるかなという疑問を持った。

<今井委員長>ずっと関わってきている人の意見。あわてるなど。何か一つ大きいものをつくろうとすると、これは大変なことだと自然とってしまうのかな。そういう意味では、ちゃんと汗がかける環境や準備ができていないと、条例の改正にしても解説書にしても、そうそう簡単なことじゃないんだということをおっしゃっている。

<岡本委員>協働という言葉自体が、具体的に文言にするのはなかなか大変なこと。自治基本条例でかなりカバーしていると思っている。解説書にすると、現在のパンフレットよりも厚くなる。パンフレットでさえ皆さん読まないのに、そんな厚いものつくっても市民に配りようもない。それでリーフレットにした。一番わかってもらいたいところだけ載せた。それを持って行って説明したい。それが私の想い。

<今井委員長>児玉さんは「くるさ〜（市民活動交流センター）」に関わっている。協働のひとつの中心にいる。今の議論を聞いて、例えば、条例には協働のルールをつくると書いてあるが、急いで仕事を仕損じるといった意見もある。協働のルールが市としてあった方がいいのか、あるいはそういうものとは違った活動的なものが大事なのか、あるいは学ぶことが大事なのか、どう感じるか。

<児玉委員>ルールを作っても機能しなければ何でもない。例えば「くるさ〜」という場所を知っている人がいない。自治基本条例も、役所の知人でも聞いたことがあるという程度。組織とかルールじゃなく、使ってもらえるようなものが必要。需要はあるのだが、知らないからつながらない。自治基本条例も知らない人がいっぱいいる。

<今井委員長>青島さん、自治会の関係で関わっていることでも、個人的な意見でも。

<青島委員>私は条例ができる前、町内会長だった頃に公民館に自治基本条例の説明にきたので、それを聞いた。施行されて3年くらいたっているが、この条例を知っている市民が少ない。見直しをやる前に、もう少し市民に対して啓発というか、条例があることを知らしめた方が良くと思う。

<今井委員長>第2期委員会の2年目は、もっと普及に関わるようなアクションを推進委員会として市民集会とは違った形で何かやる。その方が皆さんには合っているのだと思う。メンバーが変わったら当然やることも変わる。この10人に合っている活動をやることが大事。その10人が解説書をつくるよりも、表に出て、条例の周知や条例に関わる活動をしたいというなら、それをやるのがいいということと思う。

<近藤委員> 地区ごとに様々な活動をしている人がいる、それをきっかけとして、一歩進んで、例えば、そういうことをやっている人のところへ行って推進委員がその人たちの話を聞くとか、そういう場を設けることが、個人的には大事なのかなと思う。

<今井委員長> 推進委員会で、「この人は」という人を呼んだり、より活動的な形で推進委員会の時間を使うこともありか。10人だけで会議をするのではなく。

<近藤委員> 兒玉さんのところが「月の沙漠」の活動をしていてこういう形で地域おこしできたということや、地域の中老会組織があるが、そういうところでまとめている人たちを集めてワークショップをやってみたらどうかと思ったことがある。

<今井委員長> 会議ではなくて、もっと活動的なことをやる。あるいは、我々自身も学ぶとか、そういうものでもいいか。河村さんはどうか。

<河村委員> 見直しに関するアンケートには返事を返していない。それは、何を見直していいのかさっぱりわからないというのと、別に変える必要もないのかなというのと、でも変えるとしたらどこなのか、やっぱりわからないと思ったから。今日の話聞く中で、逐条解説については、いらないという意見もあるが、やっぱり欲しいなと思う。なぜかという用語解説があったから。検索してまで調べる人は自治基本条例について勉強している人だけだからいらないかもしれないが、あればありますと言える。あれば面白い。まちづくり市民集会の運営ルール(案)もやっぱり欲しい。市民集会を絶対に続けていくためにもこういうものはあった方がいいと思う。条例改正については、いまだにどこを直していいのかさっぱりわからない。推進委員会で何をやりたいかという最初の頃の提案で、議会見学をしたいと書いた。結局みんなでは行けなかったが9月議会と11月議会の一般質問を見学してきた。なぜかという、私は市民活動をやっている関係で顔見知りの議員さんがいるのでその人が何をやっているのか知っているが、それ以外の議員さんは何をやっているのか知らない。顔つなぎをして1月に市民集会があるから来てください、自治基本条例知っていますか、どう思いますかという意見交換をしたいなと思ってた。それも実現できるものなのかなと思って提案した。

<関副委員長> 議員と推進委員で話し合うというのもいいことだと思う。自治基本条例は一步間違ると議会軽視になりがち。条例をつくっているときにも議員さんたちからそういう言葉が出たが、私たちは地に足を付けた条例をつくりたいという話をして理解してもらい、議員さんも協力してくれる雰囲気になってい

った。来年度にやることのひとつにはいいと思う。

<今井委員長>大石委員、これまでの話を聞いた中でも、それ以外でも何か意見はあるか。

<大石光委員>私は条例をつくった時に携わっていない。ここに行きつく過程で、誰とどういう会話をしてどういう状況の中でどういう人が関わってこれができあがったのかというのを知らないので、そのご苦労だとかなぜこのようになったのか知らない部分がある。その中で、今回見直しをするという話をいただいて、私は思うままつらつら書いたが、この内容については、もう少し時間をかけてやった方がいいのかなと思う。

<関副委員長>広範囲にいろいろ研究されて、提案をいっぱい出してきて、すばらしくよくいろんなことを勉強されていると思った。やはり自治基本条例に関わってみて、改正については、今はまだそこまではという意見か。

<大石光委員>何をどう変えたらいいのかわからなかったし、条例があるという事実を市民の多くが知らない中で、当時作った条例を変えるのもどうなのかと、皆さんの話を聞いていて思った。本当は市民が、条例があるということを知った中で、じゃあどのようにしたらいいのかというのはあると思う。例えば新しく会社をつくったとして、最初は事業を立ち上げて事業が軌道に乗って、この会社が存続していくというのを最優先して考えていくべき。言葉尻とかいろいろあるかもしれないが、とりあえずは見直しをしない中で周りの状況を見ながらどうしていくかというのも一つの考えだと今日思った。ただ、当初はただ見直しという話を聞いたので、私なりに本を見ながら提案をさせていただいた。最初のアンケートの中で私が書いたものがあって、普及活動をどのようにしたらいいのかに関して、私は議会の基本条例をどうするのかというのに以前携わったので、その時もそうだったが、集会を開いても知らない方が多い。同じように議案をつくって議案を配っても興味のない方が大半。でもこの自治基本条例の場合は、我々が今からここで生活していくのに必要不可欠な基本的なものだから、一人でも多くの方に知ってもらわなければならない。それを普及するために力を注いだ方がこの条例がより生きるのではないか。そのために、本当は前もってやった方がいいが、5年くらい経つと超高齢化の大変な世の中になるのでそうなったときに遅いかもしれないが、今の流れを考えると、そのときに変えていくという方がいいのかなと思う。

<関副委員長>超高齢化社会になった時に、役所だけでは賄いきれない。そういう時代が来ると思うから、地域が力をつけて、地域がお互いに頑張っていくと成り立っていくと思うし、課題があるなら地域できることは解決していこ

うという気持ちになってほしい。その時にこの自治基本条例が生きてくると思っている。今はこれをもっと浸透させていくというのが重要ではないかと思う。

<古川委員>実際にこういうものを使ってみる、いい例が介護保険制度だと思う。作った当初、そんなに利用はなかった。知らないというのも確かにあった。広まっていくなかに逆に利用が増えてしまって、これからどうしようと。関さんがおっしゃったとおり、行政の力だけでは解決できないような状況になっている。この条例ができて以来、これに則って何か活動されたのかなと気になっていて、介護保険制度ではないが、実際にそういう場になって、困って初めてそれを知って、ああよかったなという実感としてわかるというのが現状だと思う。何らかのアクションを起こして条例が生きるような場面があればそれをもとにこの条例を市民の皆さんに知っていただけるのではないか。見直しについても、実際に運用してみて、ここはまずいなという点があればそこで初めて見直しをして、ここをこうして直していくという方がいいのではと思う。まだこれが活かされていない状態でここを直すというのも、確かに時期尚早かなという感じは持った。

<今井委員長>皆さんのいい意見がたくさん出たので、具体的な方針について。「I. 運用状況の点検」については、3番と4番、第28条（条例の実効性の確保）が、皆さんの意見を聞いていると1番にくると思う。普及・浸透ということ、地に足をつけてとか急いで事は仕損じるというニュアンスを含めて表現し、実効性の確保という意味でまずみんなに知ってもらうこと。そこを繰り返し上げて目立たせるようにしていく。その上で、2番の第17条（まちづくり市民集会）については4回積み重ねてきたものがあるので、そろそろ明文化してはどうか。明文化する意味というのは例えば予算をきちんと確保し続けるとか市でしっかりとした体制を毎年つくっていってもらうというものもあるし、議会がしっかりと関わってもらうというものもあるし、今まで作り上げてきたやり方というのを、メンバーが変わっても引き継げるようにしていくために大きな意味があると思うので、そういうニュアンスで3番目にまちづくり市民集会。1番の第16条（協働）については、やってないことはやってないのだが、これもさっきの話と同じで、急いで事は仕損じる。条例に書いてあるからやらなければいけないが、それは機が熟した、今がやりどきだという片鱗でも出てきたときに、しっかりと体制をつくって進めていきましょう、そういう言い方になるだろう。5番の市民向け説明書や解説書、市民向けには今年度有志委員が中心に新たにリーフレットを作った。ただ、逐条解説書については市民向けにはなくてもいいが、職員の人たち向けにとか、この報告の中で触れるというよりは、より主体的・実質的に行政として

進めていただくということで削除する。「Ⅱ. 条例の見直しに関する検討」というところは、見直しは早いのではないかというのが主な意見なので、もちろん見直すべき時にはしっかりと見直さなければいけないが、これについても機が熟したら、急いで事は仕損じる、やるべき時にやるというようなニュアンスで表現していく、そんな感じでよろしいか。

(同意)

<今井委員長>もうひとつ、来年の推進委員会については、体を動かす、アクティブな推進委員会、例えば2回くらい懇談会を推進委員会の日程の中に入れるというのはどうか。例えば議員と推進委員の懇談会、もう一つはまちづくりキーパーソンと推進委員の懇談会。これはどういうことかという、全然条例を知らない人に広めていくというのも大事だが、一方で議員も市民活動している人も自治会の人もそうだが、まちづくりのキーパーソンに自治基本条例のことをしっかりと考えてもらう、理解してもらう、自分事として捉えてもらう、そういう機会を持つことによって、間接的に、理解した人が周りの人たちに自治基本条例の精神に則ったことを広めていってもらおう。じわじわと着実に、条例の精神というものを焼津市の中に浸透させていくような。遠回しかもしれないけれど、ひょっとするとキーパーソンに良く知ってもらうことの方が効果的なことなのかもしれない。

<兒玉委員>キーパーソンというのは自治会長のことか。

<今井委員長>キーパーソンというのは、例えばここにいる人たち（推進委員）もまちづくりのキーパーソン。

<岡本委員>いろんな活動をしている方はみんなキーパーソンということ。

<今井委員長>まちづくり市民集会で事例発表をした人もそうだし、司会をやってくれた服部さんもそう。広く考えて。

<近藤委員>議員との懇談会は、推進委員会の時間を活用するのか。タイミングを良く考えないと。

<今井委員長>それはよく考えた方がいい。公式に推進委員会で議会との懇談会をやるのがいいのか、条例をつくったときにそうだったが、公式にはやらなかった。むしろ番外編みたいな感じで非公式で、でもその方が充実したやり取りができるのだったらそうした方がいい。ただし、キーパーソンの方は公式にやっ

て、記録を残して公表した方がいい。議会の方は調整が必要になる。

<今井委員長> 1月31日の市民集会の実行委員会の時に、今度の市民集会で何をやりた
いかを話した。地域包括ケアみたいな話を介護保険制度の変化などに対応し
た地域の福祉の基盤づくり、そんなことを軸にしつつ、専門特化した福祉と
いうよりは幅広い市民の暮らし全般。役所のセクションで見るといろいろな
課が関わってくる。それら行政の縦割りを横につなぎつつ、市民生活に
つながる広い意味の福祉という考え方で次の市民集会をやれないかと思っ
ている。

<古川委員> 社会福祉協議会で自治基本条例の精神を活かさなければならない、市民の皆
さんの力を借りなければならない事業がある。市全体で理解を深めるような
事業をやっている。

<今井委員長> 次の市民集会は、市の政策にもインパクトがあるような面があっても良い
と考えている。インパクトがあるというのは行政への要求ではなく、協働のま
ちづくりという意味でもっと実質的なこと。市民集会のテーマをプログラム
の中で考えていくには、学習も必要かなと思っている。年度が開けたら、実
行委員会がスタートする前に、勉強会というかディスカッションを、事前の
学習としてやった方がいい市民集会になるかなと思っている。

<古川委員> ある程度、事前の学習会は必要。話が出れば提案しようと思っていたが、市
の地域包括ケアのPRを社会福祉協議会が担当している。

<今井委員長> いろんな国の制度をそのまま受け取ってやればいいというものではなく、
基礎自治体としての焼津市や各地域の実情に合わせてアレンジして運用し
ければ制度や仕組みは活きない。そういう地に足つけた話ができる市民集
会にするためには、基礎的な知識の共有に加えてぶっちゃけた本音も出し合
うような学習会を事前にやれるといい。

<兒玉委員> ワールドカフェで全然知らない一般の市民が来て、それについて話すことが
できるのか。

<今井委員長> そこをかみ砕くのに時間がかかる。難しい話もあると思うが、高校生も一
緒に入って話ができるようなところまで噛み砕く。そのために事前の学習が
我々自身にとって必要。

<古川委員> その辺の説明は本業なので。

<今井委員長>ただし、事前学習の段階は手弁当になる。そういう形でも話を聞きたい、参加したい、という人がいたら、今年度の実行委員などに呼びかけながら、4月、5月からスタートできないか。これは市民集会の話。

2 普及啓発活動について

- ・作成したリーフレットを活用した活動。直近で、4月8日(日)の焼津みなとまつりで配布ができそう。
 - ・ただ分けるのではなく、説明をしながらリーフレットを渡す。
- ⇒引き続き、有志メンバーでリーフレットをどう配るか検討する。

3 その他

<事務局>次回の会議は5月頃の開催を予定している。平成30年度は会議を4回開催する。開催内容は、今井委員長と相談する。

<今井委員長>30年度の5月の第1回会議で第2期2年目の活動内容を決めることとしたい。